

公民館運営審議会・委員名簿

ねらい	1 急激に変化する社会情勢に対応しながら、公民館活動の充実発展に寄与できる公運審となるように努める。 2 社会教育を取り巻く情勢の変化を的確に把握し、市民の多様化するニーズや現代的な課題に対応するため、新たな発想での社会教育サービスやこれからの公民館事業の在り方を探る。 3 県公民館連合会との連携を図り、各種研修会への積極的参加と情報交換等を通して、資質の向上に努める。
概 要	本市では、旧社会教育法第29条第1項「公民館に公民館運営審議会を置く。但し、2以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該2以上の公民館について一つの公民館運営審議会を置くことができる」を適用し、昭和30年に公民館運営審議会が設置された。平成12年4月1日施行の改正された社会教育法の第29条では「公民館に公民館運営審議会を置くことができる」となり、必置から任意設置になったわけであるが、本市では条例改正を行い、公民館運営審議会を存続させている。（条例第7条） また、社会教育法第30条及び前橋市公民館条例第7条～9条により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から現在15人を教育委員会が委嘱している。なお、前橋市公民館条例の改正により、平成8年度より委員の任期を2年、平成12年度より委員の定数が20人以下となった。 公民館運営審議会の任務は、社会教育法第29条2項により「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」としている。

令和7年度前橋市公民館運営審議会委員

No	区分	氏名	所属団体	備考
1	学識経験者	森 谷 健	群馬大学	委員長
2	社会教育	持 田 みね子	前橋市生涯学習奨励員連絡協議会	副委員長
3	学校教育	宮 崎 俊 一	前橋市小学校長会	
4	学校教育	三 上 浩 一	前橋市中学校長会	
5	社会教育	須 藤 英 雄	前橋ユネスコ協会	
6	社会教育	林 悦 実	元総社公民館運営推進委員会	
7	社会教育	小 高 史 也	特定非営利活動法人Next Generation	
8	家庭教育	井 上 昭 子	子育てネットワークゆるいく	
9	家庭教育	生 方 由紀子	前橋市読み聞かせグループ連絡協議会	
10	学識経験者	天 宮 陽 子	共愛学園前橋国際大学短期大学部	
11	学識経験者	平 形 和 久	群馬医療福祉大学	
12	公募	池 田 典 子		
13	公募	羽 鳥 准 雄		

前橋市公民館運営審議会

回	月日・時間	内容	参加者数
1	8月5日(火) 10:00-12:30	「地域学校協働活動と公民館」 (1) 下川淵公民館から報告 (2) 意見交換	10人
2	11月18日(火) 13:30-15:00	「地域学校協働活動と公民館」 (1) 各公民館での現状報告 (2) 答申に向けた意見交換	9人
3	2月27日(金) 13:30-14:15	「地域学校協働活動と公民館」への答申書(案)について	10人

研修会等

回	月日・時間	内容	参加者数
1	5月27日(火) 13:00-15:20	群馬県公民館連合会総会及び研修会 会場：前橋市中央公民館	6人
2	11月12日(水) 11月13日(木)	第47回全国公民館研究集会東京大会 会場：東京国際フォーラム	1人
3	2月19日(木) 13:30-16:00	第58回群馬県公民館連合会東部ブロック公民館研究集会 会場：太田市社会教育総合センター	4人

評価 と 反省	令和6年度、令和7年度は「地域学校協働活動と公民館」の諮問について2年かけて審議を重ねた。令和7年度第3回審議会終了後に答申書が提出された。
---------------	--